

6. 具体的な取組

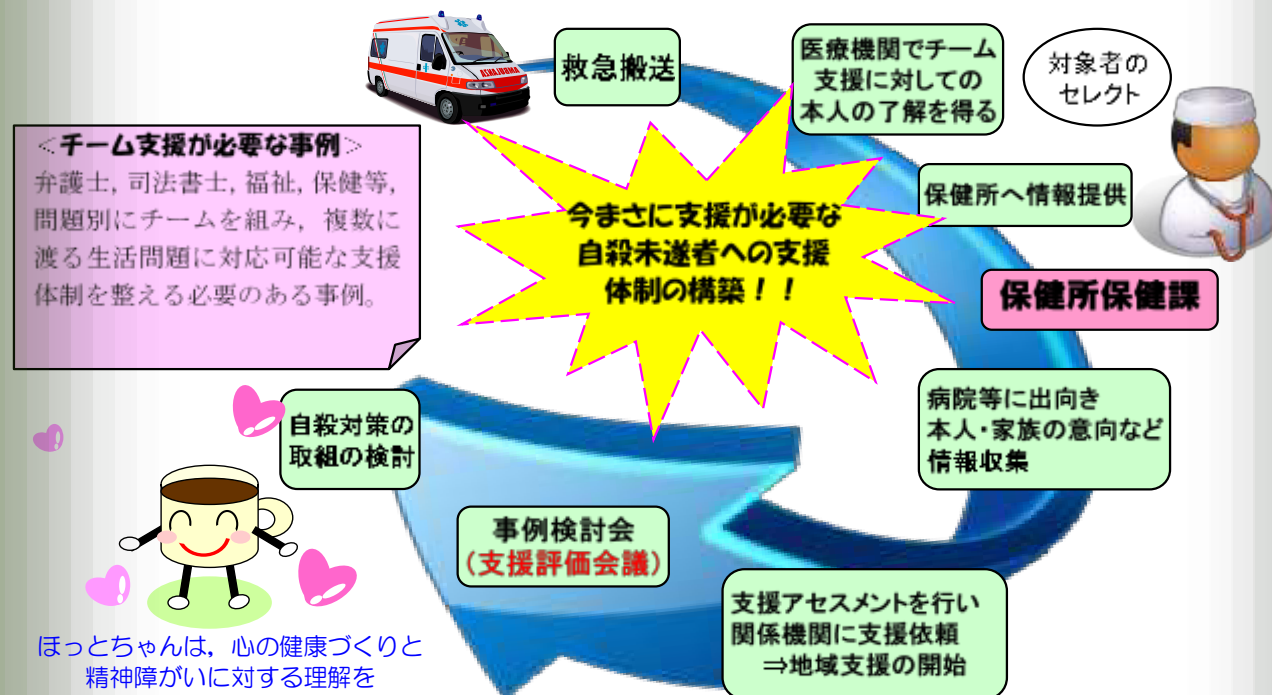
- | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| 1 自殺に関する調査及び研究 | 5 適切な精神科医療が受けられる体制の整備 |
| 2 自殺に関する市民一人ひとりの気づきと見守りの促進 | 6 自殺予防のための社会的取組の強化 |
| 3 自殺対策に関する早期対応の中心的役割を果たす人材の確保及び育成 | 7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組の強化 |
| 4 心の健康づくりの相談体制の整備及び充実 | 8 自死遺族等に対する支援 |
| | 9 自殺対策に関する活動を行う民間団体の当該活動に対する支援 |

トピックス - 自殺未遂者支援事業 -

本市では、自殺のハイリスク者である自殺未遂者やその家族に対して、司法書士や弁護士、保健福祉の専門職がチームを組み、多岐にわたる生活問題の解決に向けた支援を実施します。

医療機関から支援依頼を受けた市保健所は、支援開始当初に積極的に介入し、支援のコーディネートを行うことで、再度の自殺企図を防止します。

また支援事例を通して、関係機関の役割やネットワークについて分析し、本市の地域特性に応じた相談支援体制の整備（セーフティネット）のあり方や人材育成のあり方について検討していきます。



ほっとちゃんは、心の健康づくりと精神障がいに対する理解を行政・サポーターと協働で地域へ波及させるために日々活動中です！

発行 平成28年3月
 編集 倉敷市保健福祉局 倉敷市保健所 保健課
 〒710-0834 岡山県倉敷市笹沖170番地
 電話 (086) 434-9823
 FAX (086) 434-9805



「生きる」を支える くらしきプラン

倉敷市自殺対策基本計画(概要版)



一人ひとりの命を
みんなで守れる社会の
実現に向けて

倉敷市こころの健康づくり
 マスコットキャラクター
 「ほっとちゃん」

倉敷市

1. 計画策定の趣旨

●これまでの経過と計画策定の趣旨

- 平成10年以降、全国で毎年3万人以上の方が自殺で亡くなるという状況が平成23年まで14年間続きました。この状況から、国は平成18年に「自殺対策基本法」を制定し、平成19年に「自殺総合対策大綱」を策定しました。
- 倉敷市では、平成21年6月に「倉敷市自殺対策連絡会議」を設置し、各関係機関や関係部署とのネットワーク強化や効果的な自殺対策の展開に向けての協議を重ねてきました。平成24年8月からは「自殺」「虐待」「DV(ドメスティック・バイオレンス)」等の課題に総合的に取り組むため、倉敷市「生きる支援」推進本部を立ち上げ、市民の命を守る施策を推進しています。
- 平成26年12月に市民一人ひとりがかけがえのない命を大切に、共に支え合い健康で生きがいと希望を持って暮らすことのできる地域社会を実現することを目的に「倉敷市自殺対策基本条例」を制定しました。
- この計画は、倉敷市自殺対策基本条例を具体的に推進し、倉敷市で暮らす市民一人ひとりが自殺への理解を深め、「共に支え合い健康で生きがいと希望を持って暮らすことのできる倉敷」になることを目指しています。

●計画の位置づけ

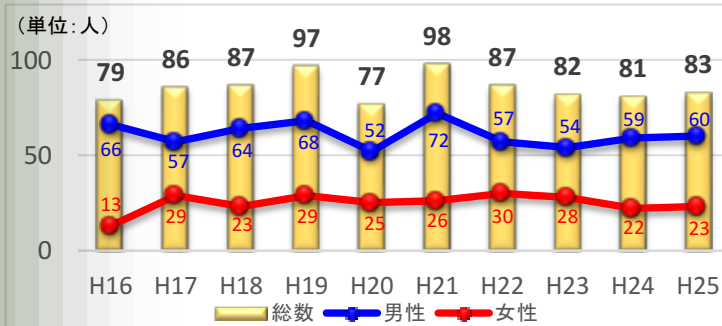
この計画は、国の自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱の基本理念を踏まえ、平成27年4月施行の「倉敷市自殺対策基本条例」に基づく計画です。

●計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成32年度までとします。

2. 倉敷市における自殺の現状

◆倉敷市における自殺者数の推移



平成21年の98人をピークに、徐々に減少傾向です。しかし、現在も80人前後の方が亡くなられており、本市としても、重要な健康課題と思っており、様々な取り組みを行っています。

3. 自殺対策を推進する上での基本認識および主要な課題

【基本認識】

- ◆自殺は、その多くが追い込まれた末の死
- ◆自殺は、その多くを防ぐことができる社会的な問題
- ◆自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

【主要な課題】

- ◆自殺の危険度の高い対象者や集団への対策
- ◆若年層への対策
- ◆人材の養成・育成・連携
- ◆共に支え合える組織づくり、地域づくり

4. 自殺対策基本計画の指標・目標値

指標	基準年・基準年度	目標値
自殺者数の減少	【平成25年】 83人	【平成32年】 平成25年より減少
ゲートキーパーを知っている人の増加	【平成26年度】 7.6%	【平成32年度】 20%
ストレスをうまく解消できていると 思う人の増加	【平成26年度】 66.5%	【平成32年度】 80%
困った時、悩みがある時に相談する人が いると答えた子どもの増加	【平成21年度】 89.1%	【平成32年度】 96%
自分や家族の事情にあった働き方が できていると思っている人の増加	【平成21年度】 65%	【平成32年度】 78%
身近で相談できる人がいると 思っている高齢者の増加	【平成21年度】 72.2%	【平成32年度】 86%

5. 重点的な取組 -ゲートキーパー養成-

スローガン 市民一人ひとりがゲートキーパーになろう

自殺には健康問題だけではなく、家族・経済問題等様々な要因が関与しています。サインは、いつ、誰に出されるかわかりません。地域の様々な人に、自殺予防の必要性や悩みを抱える人に気づき、話を傾聴するなど、親身になって対応することの大切さを伝えていく必要があります。

ゲートキーパーとは?

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る人です。つまり「命の門番」といえます。

【ゲートキーパー養成研修】

自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺に関する正しい知識を普及し、「ゲートキーパー」としての人材等を養成・育成する研修です。出前講座として、様々な場所向向き、開催します。

【相談窓口の啓発活動】

悩みを抱えた人から助けを求められた時、相談窓口の情報提供ができるよう、ゲートキーパー養成研修時に、「相談窓口カード」をお渡ししています。また必要に応じて、相談機関につなぐことや、相談機関からの助言を受けながら、見守りをお願いしています。

ちょっとした変化に気づいて、声をかけます。

気づき・声かけ

本人の気持ちを尊重し、耳を傾けてください。

傾聴

<ゲートキーパーの役割>

つなぎ

早めに専門家に相談するよう、勧めてください。

見守り

温かく寄り添い、じっくりと見守ってください。



誰もが安心して生活できる地域づくりをめざします。